

## R7年度 佐賀市立大和中学校いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、生徒の尊厳を傷つけ、生命に関わる重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。いじめから一人でも多くの生徒を守るため、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員が共有し、組織的かつ計画的に対応する。

生徒・保護者・地域・関係機関と連携し、全校体制でいじめの未然防止、早期発見、的確な対応、再発防止に取り組むことを目的として、「佐賀市立大和中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日常的にいじめ防止に向けた教育活動を行う。
- (2) いじめは絶対に許されない行為であり、いかなる場面・形態であっても容認しない。
- (3) 生徒、教職員の人権感覚を高め、学校内に、いじめを許さない雰囲気を作る。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめの問題を早期に解決する。
- (5) 被害を受けた生徒の安全・安心を最優先とし、学校・家庭・地域・その他の関係者が連携して対処する。

### 2 いじめの防止等のための指導体制・組織

- (1) 法第22条に規定するいじめ防止対策委員会の設置
  - ・ 学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に関する協議を行う。
  - ・ 学校で発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議を行う。
  - ・ 校内いじめ防止対策委員会（構成：企画委員会をもってこれに充てる）

### 3 いじめの未然防止の取組

「いじめは絶対に許されない」という認識を生徒が持つように学校教育全体を通じて指導する。

- (1) 道徳教育・人権教育の改善・充実
  - ・ 生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、確かな人権感覚を身に付け、望ましい人間関係を構築させるため、人権・同和教育の取組との関連を図った授業実践に取り組む。
  - ・ 学校教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。
- (2) 教職員の研修
  - ・ 「いじめ」に関する研修会を年度当初に実施し、職員の「いじめ」に対する意識を高める。
- (3) 生徒の自主的な取組
  - ・ 毎学期の始業式に、生徒会を主体として、「いじめゼロ宣言」の唱和を行い、いじめ防止対策の意識の向上を図る。
- (4) いじめ・いのちを考える日の設定、取組
  - ・ 毎月1日「佐賀市いじめ命を考える日」に伴い、集会を実施し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して取り組み、いじめの未然防止を推進する。
  - ・ 「いじめ・いのちを考える日」ののぼりを玄関や朝のあいさつ運動時に掲げ、生徒、教職員、保護者、地域の意識の向上を図る。

## 4 いじめの早期発見の取組

### (1) 生活アンケートと生徒指導部会

- ・ 生徒の様子を、担任をはじめ多く教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 生徒対象の生活アンケート『自分と話そう』を毎月実施し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努める。(学校生活やいじめについて月初め実施) ※ 臨時調査は随時実施
- ・ 生徒指導部会を隔週、金曜日1校時に開催し、情報を共有する。(構成：校長、教頭、主幹、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールサポーター)
- ・ 生徒指導協議会を年10回程度開催し、全職員に情報を共有する。(構成：全職員)

### (2) 教育相談活動の充実と「スクールカウンセラー」との連携

- ・ 積極的な相談活動の推進を呼びかけ、よりきめ細かな教育相談活動により生徒理解に努める。
- ・ 教育相談部会を毎週月曜日・2校時に実施する。  
(構成：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、特別支援教育C、学年教育相談担当、養護教諭、別室対応支援員、スクールカウンセラー、サポート相談員)
- ・ 教育相談を定期的に実施する。
  - ① 6月と11月…教育相談週間
  - ② 随時全職員による教育相談体制(学級担任・部活動顧問等)
- ・ 「スクールカウンセラー」や専門の相談員による教育相談の機会を設ける。
- ・ 教育相談室、生徒指導室の効果的な利用方法を工夫する。

### (3) 不登校生徒への対応と関係機関との連携

- ・ 不登校またはその傾向のある生徒については、友人関係やいじめとの関連がないかを確認し、問題解決に向けた具体的な手だてを講じる。
- ・ 担任を中心に全職員で対応する体制を整え、被害者への支援はもとより、加害的な立場の生徒に対しても継続的な指導を行う。
- ・ 関係機関や保護者との連携を図るため、以下の取組を計画的に実施する。
  - ① スクールカウンセラーによる職員対象「教育相談」研修会
  - ② 教育相談部会 (毎週月曜日2校時)
  - ③ 生徒指導部会 (隔週金曜日1校時)
  - ④ 生徒指導協議会 (年間10回程度)
  - ⑤ 不登校生徒の保護者との連絡会 (年間1回程度)
  - ⑥ 人権・同和教育研修会 (年間2回程度)
  - ⑦ PTA研修会 (学期に1回程度)

## 5 いじめ事案への対応

### (1) いじめ発生時の対応

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応に努め早期解決・再発防止を図る。
- ・ いじめを把握した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、被害生徒の安全を最優先に対応する。
- ・ 被害生徒の保護・支援に当たるとともに、加害生徒に対しても、教育的配慮のもとで指導を行い、双方の保護者に連絡し説明する。
- ・ 必要に応じて、市教育委員会、スクールカウンセラー、警察、児童相談所など関係機関と連携を図る。
  - ① 中央福祉事務所
  - ② 児童相談所
  - ③ 教育センター「しいの木」学校適応指導教室
  - ④ ほほえみ館「くすの実」教育支援センター
  - ⑤ 肥前精神医療センター(薬物の講演など)
  - ⑥ 青少年センター
  - ⑦ 少年サポートセンター
  - ⑧ スチューデント・サポート・フェイス(SSF)
  - ⑨ ひなた村「しいの家」(フリースクール)

## (2) 重大事態への対応

- ・ 生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、被害生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告
- ② 市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

### 【学校を調査主体とした場合】

- ① 校長は、直ちに市教育委員会に報告
- ② 学校は、市教育委員会の指導・支援のもと、学校に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とする）を設置
- ③ 学校は、いじめ対策委員会で事実関係を明確にするための調査の実施
- ④ 学校は、被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ⑤ 校長は、調査結果を市教育委員会に報告
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置の実施

### 【教育委員会が主体となる場合】

- ① 学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

## (3) 保護者や地域との連携強化

- ・ P T Aとの連絡会を開催し、家庭と学校との連携を深める。
- ・ 町防犯や児童民生委員との連絡会を通じて、地域ぐるみの見守り体制を構築する。
- ・ 町内少年補導員等との連絡会を行い、生徒の安全確保に向けた情報共有を図る。
- ・ 大和交番をはじめとする町内警察との連携を強化し、迅速な対応や事前の予防に努める。
- ・ 毎学期の学年保護者会を実施し、家庭との情報交換を行う。
- ・ 学校、学年、学級通信等を活用して、いじめ防止に関する啓発を行う。

## 6 いじめの再発防止の取組

### (1) 継続的な観察と支援の実施

- ・ いじめの「解消」後も3か月以上、該当生徒の観察や面談を継続する。
- ・ 状況の変化に応じて、必要な支援や対応を行う。

「いじめ解消」とは

認知したいじめについて、被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態をいう。

### (2) 取組の振り返りと改善の推進

- ・ 学校評価等を活用して、未然防止や対応の質を検証する。
- ・ その結果を踏まえ、次年度の取組に改善を加える。

## 7 職員研修

### (1) 校内研修の計画的な実施

- ・ 校内研修を年1回以上実施し、いじめの未然防止、早期発見、対応力の向上を図る。
- ・ 全職員が共通理解をもち、組織的に対応できる体制を強化する。

### (2) 外部資源の活用による資質向上

- ・ 市教育委員会が提供する研修資料や研修機会を積極的に活用する。
- ・ 教職員一人一人の専門性と実践力の向上に努める。

## 8 取組体制の点検及び評価について

### (1) いじめ防止対策の点検と改善の推進

- ・ いじめ防止対策の実施状況について、毎年度点検・評価を行う。
- ・ 点検・評価の結果を踏まえ、必要な改善策を検討する。

### (2) いじめに関する学校評価の観点

- ・ いじめの件数や発生の有無といった結果だけでなく、生徒理解の取組、未然防止・早期発見・早期対応、発生時の迅速な対応など、教育活動の質について評価する。
- ・ いじめへの組織的な対応体制や、再発防止に向けた継続的な取組の実施状況についても評価の対象とする。

## 9 その他

平成26年 5月 1日策定

令和 7年 4月15日一部改訂